

◎私たちは「経営者へのお役立ち度★世界一」の
会社を目指します！

FAX 通信

Money マネーコンシェルジュ税理士法人
Bs ビジネスサクセッション株式会社
TEL : 06-6450-6990 FAX : 06-6450-6991
URL www.money-c.com www.business-s.jp

No209 (2024.1.10号)

2024(令和6)年度税制改正速報！

【法人税】

項目	現在	改正内容	ワンポイント
★中小企業賃上げ促進税制の拡充・延長	前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税(所得税)から税額控除できる制度。 最大40%税額控除可能	●最大45%の税額控除へ ●赤字企業等には、5年間の繰越税額控除措置を創設 ●教育訓練費増の上乗せ要件緩和、子育てとの両立支援や女性活躍支援企業には上乗せ措置創設	✓3年延長 ✓2024(R6)年4月1日開始事業年度から適用 ✓法人住民税の計算においても適用
★倒産防止共済に解約後2年縛り	倒産防止共済を解約後に再契約した場合も、掛金は全額損金算入が可能	●解約後に再契約した場合、その解約日から2年間は掛金の損金算入が不可となる	✓2024(R6)年10月1日以後の共済契約の解約について適用

【所得税】

項目	現在	改正内容	ワンポイント
★所得税・住民税の定額減税	なし	●納税者・配偶者を含めた扶養家族1人につき、2024(R6)年分の所得税3万、2024(R6)年度分の住民税1万の減税 ●2024(R6)年分の合計所得金額が1,805万以下(給与なら2,000万以下)の所得制限あり	✓所得税は2024(R6)年6月の所得税額から控除 ✓住民税は2024(R6)年度分の所得割の額から控除 ✓所得税は源泉徴収義務者が計算することになる
住宅ローン減税(子育て支援)の拡充	2024(R6)年中に認定住宅等を新築等した場合、ローン減税借入限度額は3,000~4,500万	●夫婦のいずれか40歳未満の者又は19歳未満の子を有する者が2024(R6)年中に認定住宅等を新築等した場合、ローン減税借入限度額を4,000~5,000万へ	✓床面積要件40㎡以上とする緩和措置について、2024(R6)年12月31日以前に建築確認を受けた家屋についても適用

【資産税】

項目	現在	改正内容	ワンポイント
★「特例承継計画」の提出期限延長	事業承継時の非上場株式等に係る相続税・贈与税がゼロになる納税猶予の特例制度。納税猶予の特例の適用には、事前に「特例承継計画」の提出が必要	●事業承継の検討が遅れている状況を踏まえ、「特例承継計画」の提出期限を2年延長	✓2026(R8)年3月31日まで ✓事業承継税制特例制度の適用期限は、2027(R9)年12月31日(個人版は2028(R10)年12月31日)で延長なし！
住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長	直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、贈与税を非課税とする制度	●3年延長(質の高い住宅1,000万、一般住宅500万が上限) ●省エネ等住宅の家屋要件を見直し	✓2026(R8)年12月31日まで ✓親60歳未満でも相続時精算課税制度を選択できる措置も3年延長

※今回の内容は、国会を通過するまで正式な決定事項ではありません。今後の国会審議動向により内容が変更することがあります。

上記の内容につきましてご不明の点がございましたら、遠慮なくご連絡下さい。担当：今村京子 06-6450-6990 E-mail：kyoko@money-c.com

配信停止をご希望の場合は、お手数ですがお名前と FAX 番号をご記入の上ご返信下さい。

・お名前：

・FAX 番号：

Copyright(C) 2005 All rights reserved By マネーコンシェルジュ税理士法人

